

かながわ脱炭素大賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策等を推進するため、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第55条に規定する顕彰及び神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成25年神奈川県条例第96号）第12条に規定する顕彰を実施するため、また、神奈川県地球温暖化対策計画で定める、地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項に係る普及についての功績が顕著で他の模範となるものを顕彰するため、表彰の取扱いに関する規定（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項に基づき必要な事項を定めるものとする。

(主催)

第2条 主催は、神奈川県及び株式会社テレビ神奈川とする。

(対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 普及・促進部門

地球温暖化対策及び地球温暖化の影響への適応に係る普及・促進について実践的な活動を行った者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

(2) 事業活動温暖化対策計画書制度部門

次のア、イのいずれかに該当する者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

ア 神奈川県地球温暖化対策推進条例第4条第2項に定める特定大規模事業者に該当する者

イ 神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第4項に定める中小規模事業者等に該当する者

(3) 建築物・特定開発事業温暖化対策計画書制度部門

神奈川県地球温暖化対策推進条例第19条に定める建築物温暖化対策計画書制度又は同条例第34条に定める特定開発事業温暖化対策計画書制度の対象となる事業者 に該当する者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

(4) 先進技術・導入部門

次のア、イのいずれかに該当する者で、その功績が顕著で他の模範となるもの

ア 地球温暖化対策技術の開発・製品化又は温室効果ガスの排出がより少ない製品若しくはサービスの開発・提供に関し、他の者の温室効果ガスの削減への寄与の実績を上げる特に優れた取組又は今後寄与することが確実に期待できる取組を行った者

イ 再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の効率化等に関し、特に優れた取組を行った者

(5) ユース未来部門

第1号又は第4号に掲げる要件を満たす30歳未満の者で、その功績が顕著で将来性を期待できるもの

(6) 知事特別賞

県の地球温暖化対策等の推進に貢献した者で、その功績が特に顕著で知事が特別に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表彰において、第5条第1項に規定する公募及び同条第2項に規定する推薦の対象としない。

- (1) 同一の功績により、表彰を実施する年度の前5年度以内にこの表彰を受賞したことがある者
- (2) この表彰と同一の功績により、表彰を実施する年度及び前5年度以内に地球温暖化対策等及び再生可能エネルギーの導入等に関する国、神奈川県等が行う顕彰を受けたことがある者
- (3) 国または神奈川県が取組の主体であるもの

(被表彰者の資格)

第4条 前条第1項第1号及び第5号に規定する表彰を受けることができる者は、原則として、神奈川県内に事務所若しくは事業所を有する法人、学校等、その他の団体又は神奈川県内に在住、在勤若しくは在学している個人とする。

(被表彰候補者の公募・推薦)

第5条 主催者は、この表彰の候補者については、別に定めるところにより公募を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号、第3号及び第6号に規定する表彰の候補者については、県が推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 この表彰を受ける者は、別に定める者をもって構成する審査委員会において、前条の候補者の中から選考し、主催者が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第6号に規定する表彰を受ける者は、審査委員会に報告を行った上で知事が決定するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、受賞を取り消すことができる。

- (1) 法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合などの不正又は不誠実な行為があった場合
- (2) 環境関連の法令、条例、規則等に違反した場合
- (3) 功績等の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 功績等の内容に特許権等の他者の権利への侵害が含まれることが判明した場合

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状により、知事及び株式会社テレビ神奈川代表取締役社長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第6号に規定する表彰は、表彰状により、知事が行う。

3 表彰に当たっては、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。